

「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（2020年（令和2年）基準改定値）」 利用上の注意

1. 現行の我が国の国民経済計算（以下「JSNA」という。）は、2009年（平成21年）に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
2. JSNAは、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」として公表とともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」として公表している。さらに、2年遡った年の計数について、供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
3. 「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（2020年（令和2年）基準改定値）」（以下、「本年年次推計」という。）においては、『令和2年（2020年）産業連関表』（総務省等）（以下『産業連関表』という。）等の大規模・詳細な基礎統計の取り込みなど「2020年（令和2年）基準改定」を実施し、1994年（平成6年）以降の計数について遡及改定を行う（注）。また、同基準改定作業においては、毎年の年次推計時には利用できなかったその他基礎統計や一部基礎統計の遡及改定結果も推計に反映させる。

（注）基準改定に伴い、参照年（デフレーター=100とする年）を、現行の2015年（平成27年）から2020年（令和2年）に変更する。

その他、本年年次推計における推計手法の見直し等については、以下（1）～（4）のとおり¹。

¹ 今回の基準の下での詳細な推計手法については、「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）2020年（令和2年）基準版」（令和7年11月26日）、「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2020年（令和2年）基準版」（令和7年11月26日）を参照。

(1) 各種基礎統計の反映

① 『産業連関表』の反映

最新の『産業連関表』を取り込み、ベンチマーク年（基準年）の変更を行う。

② 『国勢統計』（総務省）の反映

調査結果が利用可能な最新の国勢統計である『令和2年国勢調査』を取り込み、雇用者数や雇用者報酬²、家計消費等の推計に反映する。

③ 『住宅・土地統計調査』（総務省）の反映

最新の『令和5年住宅・土地統計調査』を反映し、住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃を含む）を推計する。また、ベンチマーク年（基準年）以降の家賃単価の延長推計で使用する『消費者物価指数』（総務省）、『住宅・土地統計調査』のトレンドを、従来の直近1期間分から直近2期間分とする³。

④ 第二次年次推計における『経済構造実態調査』（総務省・経済産業省）の利用

第二次年次推計のコモディティ・フロー法におけるサービスの生産額推計において、『サービス産業動向調査』（総務省）及び『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）を利用していった品目一部について、「2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計」で『経済構造実態調査』を利用する推計方法に変更した。この際、2015年（平成27年）基準のJSNAと『経済構造実態調査』で分類が整合的でない品目については、推計方法の変更を見送った。

2020年（令和2年）基準改定では、JSNAの品目分類を『産業連関表』に基づき見直しを行い、『経済構造実態調査』と分類が整合的になったことから、『産業連関表』の生産額推計で『経済センサス-活動調査』（総務省・経済産業省）を利用しているサービス分野の品目については、原則として『経済構造実態調査』を用いる⁴。

⑤ 『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の反映

『毎月勤労統計調査』におけるサンプル入替えやベンチマーク更新について、2015年（平成27年）基準では、サンプル入替えについては2018年（平成30年）1月まで、またベンチマーク更新については2014年（平成26年）の『経済センサス』（総務省・経済産業省）までの結果を取り込んでおり、それ以降の期間については、賃金水準の断層を除去する調整を実施してきた。

² 統計委員会国民経済計算体系の整備部会（第41回）

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html）

³ 統計委員会国民経済計算体系の整備部会（第41回、第42回及び第43回）

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html）

⁴ 統計委員会国民経済計算体系の整備部会（第40回）

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html）

2020年（令和2年）基準改定においては、2025年（令和7年）1月までのサンプル入替えに加え、2016年（平成28年）及び2021年（令和3年）の『経済センサス』に基づくベンチマーク更新を直近まで取り込み、雇用者報酬推計の賃金水準に反映する⁵。

⑥ 『建設総合統計』（国土交通省）の反映

2025年（令和7年）6月に行われた『建設総合統計』の遡及改定では、2020年度（令和2年度）以降5年度分の計数について改定が実施された。

今回の遡及改定期間が長期に及ぶことから、J S N Aにおいては、2025年4～6月期四半期別G D P速報（1次速報値）（2025年（令和7年）8月15日公表）において、2022年（令和4年）以降の支出系列の推計に遡及改定値を反映している。本年年次推計においても、固定資本ストックやこれを基に推計される固定資本減耗、営業余剰・混合所得（純）等について、同年以降の推計に遡及改定値を反映する。

⑦ 第二次年次推計における『土地保有・動態調査』（国土交通省）の利用

第二次年次推計の制度部門別資本勘定における土地の購入（純）については、『土地保有・動態調査』を利用した推計に改める。

（2）その他の主な変更等

各種項目について、以下のとおり概念・定義等の変更等を行う。

① 表章事項及び名称の見直し等

所得支出勘定（第1次所得の配分勘定以降）及び資本勘定の四半期勘定について、制度部門を新たに公表する⁶。

また、以下の付表について別表1a～eのとおり表章の変更を行う。

- ・フロー編付表1. 財貨・サービスの供給と需要（名目）（別表1a）
- ・同付表2. 経済活動別の国内総生産・要素所得（別表1b）
- ・同付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）（別表1c）
- ・同付表10. 社会保障負担の明細表（別表1d）
- ・同付表24. 金融資産・負債の取引（別表1e）
- ・ストック編付表6. 金融資産・負債の残高（別表1e）

② 財貨・サービス分類及び経済活動別分類の変更

フロー編付表1・2等で表章される財貨・サービス分類及び経済活動別分類の分類構成を変更する。具体的には、財貨・サービス分類では、「獣医業」について、

⁵ 統計委員会国民経済計算体系の整備部会（第41回）
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)

⁶ 統計委員会国民経済計算体系の整備部会（第38回）
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)

『産業連関表』における分類変更を踏まえ、従来の「専門・科学技術、業務支援サービス業」から「その他のサービス」に分類を移動する⁷。また、経済活動別分類では、「個人教授業」について、「国際標準産業分類（ISIC Rev. 4）」との整合性を考慮し、従来の「その他のサービス」から「教育」へ分類を移動する⁸。

③ COICOP2018への対応

国際連合で最新の基準となるCOICOP2018が策定されたことを受け、2015年（平成27年）基準からCOICOP2018の大分類に対応した分類としてきたところ、国際比較可能性の更なる向上を目的として、国内家計最終消費支出の目的別分類を別表2のとおり組み替える。

④ アウトプット型の建設デフレーターの導入

建設デフレーターの推計において、『産業連関表』等を用いて、マークアップ率（雇用者報酬以外の付加価値分が投入コストに占める比率）を作成し、従来の投入コスト型のデフレーターに乗じることで付加価値分を勘案したアウトプット型の建設デフレーターを推計する⁹。

⑤ ワクチン生産体制等緊急整備事業、燃料油価格激変緩和対策事業の基金の取扱いについて

当該基金からの支出については、それぞれ基金から支出された時点を記録しているが、基金の造成、積増し、取崩し、国庫返納については、「企業への資本移転」又は「企業への経常移転」にそれぞれ記録する。

⑥ 公公用財産用地の資産額について

道路等の公用財産用地の資産額について、地方政府に係る基礎データの整備が進んだため、新たに一般政府の土地資産額に含める。

（3）2024年度（令和6年度）の主な予算関連施策への対応

所得税・個人住民税における定額減税を補足する各種給付金については、一般政府（中央政府）から一般政府（地方政府）への「その他の経常移転」とした上で、一般政府（地方政府）から家計への「社会扶助給付」に記録する。

個人住民税の定額減税等の実施に伴う地方公共団体の減収を補填する地方特例交付金は、一般政府（中央政府）から一般政府（地方政府）への「その他の経

⁷ 「獣医業」は、経済活動分類では分類移動は行っておらず、従来どおり「専門・科学技術、業務支援サービス業」に含まれる。

⁸ 「個人教授業」は、財貨・サービス分類では分類移動は行っておらず、従来どおり「その他のサービス」に含まれる。

⁹ 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第36回及び第37回）

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html）

常移転」に記録する。

（4）政府諸機関の分類（2024年度（令和6年度）分）

2024年度（令和6年度）中に行われた政府諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、J S N Aにおける分類を行う。本年年次推計で新たに分類又は分類変更する主な機関とそれらの分類は以下のとおり。

- ・金融経済教育推進機構は、「中央政府」
- ・脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、「公的金融機関」
- ・名護市行政事務機構は、「地方政府」
- ・日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社は、「公的非金融企業」から「民間非金融法人企業」へ変更

別表1 表章の変更点

a フロー編付表1. 財貨・サービスの供給と需要（名目）

旧

1. 財貨・サービスの供給と需要（名目）

財貨・サービス＼項目	供給				總 要（購入者価格表示）	
	産出額 (生産者価格表示)	輸入		運輸・商業 マージン (需要計)		
		C.I.F.価格	輸入品に課される税・関税			
1. 農林水産業 2. 純 産業 3. 製 造 業 (1) 食料品 (2) 織維製品 (3) ペルク・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 鋼業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造品 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務業 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス						
小 計						
(控除) 総資本形成に係る消費税						
合 計						

(参考) 主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係

付表1 (開拓) (1)	輸入	輸出	輸出-輸入
委託加工サービス (2) 順次加工契約及び逆委託加工契約に基づく 加工前及び加工後の販売 (3) 居住者家計の海外での直接購入 (4) 非居住者家計の国内での直接購入 (5) その他 (6) 小計 (7)=(2)-(3)+(4)+(5)+(6)			

主要系列表1 (8)=(1)+(7)

新

1. 財貨・サービスの供給と需要（名目）

財貨・サービス＼項目	供給				總 要（購入者価格表示）	
	産出額 (生産者価格表示)	輸入		運輸・商業 マージン (需要計)		
		C.I.F.価格	輸入品に課される税・関税			
1. 農林水産業 2. 純 産業 3. 製 造 業 (1) 食料品 (2) 織維製品 (3) ペルク・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 鋼業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造品 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務業 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス						
小 計						
(控除) 総資本形成に係る消費税						
合 計						

(参考) 主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係

付表1 (再掲) (1)	輸入	輸出	輸出-輸入
委託加工サービス (2) 順次加工契約及び逆委託加工契約に基づく 加工前及び加工後の販売 (3) 居住者家計の海外での直接購入 (4) 非居住者家計の国内での直接購入 (5) その他 (6) 小計 (7)=(2)-(3)+(4)+(5)+(6)			

主要系列表1 (8)=(1)+(7)

(注) 運輸・商業マージンの列は、生産者価格の供給を購入者価格に変換するものであり、卸売・小売及び運輸・郵便業の負担はそれぞれ各財貨のマージン及び運賃の合計に相当する。

b フロー編付表2. 経済活動別の国内総生産・要素所得

旧

2. 経済活動別の国内総生産・要素所得

(単位: 10億円)		令和5年度(2023)								
経済活動の種類 \ 項目		産出額 (生産者価格表示)	中間投入 (1)	国内総生産 (生産者価格表示) (3)=(1)-(2)	固定資本減耗 (4)	国内純生産 (生産者価格表示) (5)=(3)-(4)	生産・輸入品に課される税(控除)補助金 (6)	国内要素所得 (7)=(5)-(6)	雇用者報酬 (8)	営業余剰・混合所得 (9)=(7)-(8)
1. 農林水産業										
2. 鉱業										
3. 製造業										
(1) 食料品										
(2) 繊維製品										
(3) パルプ・紙・紙加工品										
(4) 化学										
(5) 石油・石炭製品										
(6) 黒業・土石製品										
(7) 一次金属										
(8) 金属製品										
(9) はん用・生産用・業務用機械										
(10) 電気機械										
(11) 情報・通信機器										
(12) 輸送用機械										
(13) その他の製造業										
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業										
5. 建設業										
6. 銀行・小売業										
7. 運輸・郵便業										
8. 宿泊・飲食サービス業										
9. 情報通信業										
10. 金融・保険業										
11. 不動産業										
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業										
13. 公務										
14. 教育										
15. 保健衛生・社会事業										
16. その他のサービス										
小計										
輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税										
合計										
(再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体										
小計										

新

2. 経済活動別の国内総生産・要素所得

(単位: 10億円)		令和5年度(2023)								
経済活動の種類 \ 項目		産出額 (生産者価格表示)	中間投入 (1)	国内総生産 (生産者価格表示) (3)=(1)-(2)	固定資本減耗 (4)	国内純生産 (生産者価格表示) (5)=(3)-(4)	生産・輸入品に課される税(控除)補助金 (6)	国内要素所得 (7)=(5)-(6)	雇用者報酬 (8)	営業余剰・混合所得 (9)=(7)-(8)
1. 農林水産業										
2. 鉱業										
3. 製造業										
(1) 食料品										
(2) 繊維製品										
(3) パルプ・紙・紙加工品										
(4) 化学										
(5) 石油・石炭製品										
(6) 黒業・土石製品										
(7) 一次金属										
(8) 金属製品										
(9) はん用・生産用・業務用機械										
(10) 電気機械										
(11) 情報・通信機器										
(12) 輸送用機械										
(13) その他の製造業										
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業										
5. 建設業										
6. 銀行・小売業										
7. 運輸・郵便業										
8. 宿泊・飲食サービス業										
9. 情報通信業										
10. 金融・保険業										
11. 不動産業										
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業										
13. 公務										
14. 教育										
15. 保健衛生・社会事業										
16. その他のサービス										
経済活動 計										
輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税										
合計										

(参考) 部門別の国内総生産・要素所得

市場生産者	
一般政府	
対家計民間非営利団体	
計	

(注) 「経済活動計」は、(参考) 部門別の国内総生産・要素所得における「計」と一致する。

c フロー編付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

旧

9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

（単位：10億円）

項 目	令和5年度（2023）		
	現物社会移転 以外の社会給付	現物社会移転 (市場産出の購入)	合計
1. 社会保障給付			
(1) 特別会計			
a. 年金（除児童手当）	(注2)		
(a) 健康保険			
(b) 厚生年金			
(c) 国民年金			
b. 労働保険			
(a) 労災保険			
(b) 雇用保険			
c. 船員保険			
(a) 疾病給付			
(b) 年金給付			
(c) 失業給付			
(2) 国民健康保険			
(3) 後期高齢者医療			
(4) 共済組合	(注3)		
a. 國家公務員共済組合			
(a) 短期経理			
(b) 長期経理			
b. 地方公務員共済組合			
(a) 短期経理			
(b) 長期経理			
c. その他			
(a) 短期経理			
(b) 長期経理			
(5) 組合管掌健康保険			
(6) 全国健康保険協会			
(7) 児童手当及び子ども手当			
(8) 基金			
(9) 介護保険			
2. その他の社会保険非年金給付			
うち公務災害補償			
3. 社会扶助給付			
うち恩給			
合 計			

(注) 1. 付表10の分類と対応している。

2. 平成19年度より厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、表章項目を見直した（平成18年度確報以前におけるa. 厚生保険（除児童手当）(a) 健康保険、(b) 厚生年金、b. 国民年金がそれぞれ本表におけるa. 年金（除児童手当）(a) 健康保険、(b) 厚生年金、(c) 国民年金に対応）。

3. 共済組合のうち、a. 國家公務員共済組合及びb. 地方公務員共済組合の長期経理には、平成27年10月の被用者年金一元化以降は、厚生年金保険経理と経過の長期経理が含まれる。

新

9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

（単位：10億円）

項 目	平成6年度（1994）		
	現物社会移転 以外の社会給付	現物社会移転 (市場産出の購入)	合計
1. 社会保障給付			
(1) 特別会計			
a. 年金（除子ども・子育て支援）	(注2)		
(a) 健康保険			
(b) 厚生年金			
(c) 国民年金			
b. 労働保険			
(a) 労災保険			
(b) 雇用保険			
c. 船員保険			
(a) 疾病給付			
(b) 年金給付			
(c) 失業給付			
(2) 国民健康保険			
(3) 後期高齢者医療			
(4) 共済組合	(注3)		
a. 國家公務員共済組合			
(a) 短期経理			
(b) 長期経理			
b. 地方公務員共済組合			
(a) 短期経理			
(b) 長期経理			
c. その他			
(a) 短期経理			
(b) 長期経理			
(5) 組合管掌健康保険			
(6) 全国健康保険協会			
(7) 子ども・子育て支援	(注4)		
(8) 基金			
(9) 介護保険			
2. その他の社会保険非年金給付			
うち公務災害補償			
3. 社会扶助給付			
うち恩給			
合 計			

(注) 1. 付表10の分類と対応している。

2. 平成19年度より厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、表章項目を見直した（平成18年度確報以前におけるa. 厚生保険（除児童手当）(a) 健康保険、(b) 厚生年金、b. 国民年金がそれぞれ本表におけるa. 年金（除子ども・子育て支援）(a) 健康保険、(b) 厚生年金、(c) 国民年金に対応）。

3. 共済組合のうち、a. 國家公務員共済組合及びb. 地方公務員共済組合の長期経理には、平成27年10月の被用者年金一元化以降は、厚生年金保険経理と経過の長期経理が含まれる。

4. 2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計以前における児童手当及び子ども手当（付表9の1. (7) ）が含まれる。

d フロー編付表10. 社会保障負担の明細表

旧

10. 社会保障負担の明細表

(単位: 10億円)

項目	(注1)	令和5年度(2023)		
		雇主の 現実社会負担	家計の 現実社会負担	合計
1. 特別会計				
(1) 年金(除児童手当)	(注2)			
a. 健康保険				
b. 厚生年金				
c. 国民年金				
(2) 労働保険				
a. 労災保険				
b. 雇用保険				
(3) 船員保険				
a. 疾病				
b. 年金				
c. 失業				
d. その他				
2. 国民健康保険				
3. 後期高齢者医療				
4. 共済組合	(注3)			
(1) 国家公務員共済組合				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
c. 業務経理				
d. 保健経理				
(2) 地方公務員共済組合				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
c. 業務経理				
d. 保健経理				
(3) その他				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
c. 業務経理				
5. 組合管掌健康保険				
6. 全国健康保険協会				
7. 児童手当及び子ども手当				
8. 基金				
9. 介護保険				
合計				

(注) 1. 本表の分類は付表9の分類(「1. 社会保障給付」の部分)と対応している。

2. 平成19年度より厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、

表章項目を見直した(平成18年度確報以前における(1)厚生保険(除児童手当)a. 健康保険、b. 厚生年金、(2)国民年金がそれぞれ本表における(1)年金(除児童手当)a. 健康保険、b. 厚生年金、c. 国民年金に対応)。

3. 共済組合のうち、(1)国家公務員共済組合及び(2)地方公務員共済組合の長期経理には、平成27年10月の被用者年金一元化以降は、厚生年金保険経理と経過的長期経理が含まれる。

新

10. 社会保障負担の明細表

(単位: 10億円)

項目	(注1)	平成6年度(1994)		
		雇主の 現実社会負担	家計の 現実社会負担	合計
1. 特別会計				
(1) 年金(除子ども・子育て支援)	(注2)			
a. 健康保険				
b. 厚生年金				
c. 国民年金				
(2) 労働保険				
a. 労災保険				
b. 雇用保険				
(3) 船員保険				
a. 疾病				
b. 年金				
c. 失業				
d. その他				
2. 国民健康保険				
3. 後期高齢者医療				
4. 共済組合	(注3)			
(1) 国家公務員共済組合				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
c. 業務経理				
d. 保健経理				
(2) 地方公務員共済組合				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
c. 業務経理				
d. 保健経理				
(3) その他				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
c. 業務経理				
5. 組合管掌健康保険				
6. 全国健康保険協会				
7. 子ども・子育て支援	(注4)			
8. 基金				
9. 介護保険				
合計				

(注) 1. 本表の分類は付表9の分類(「1. 社会保障給付」の部分)と対応している。

2. 平成19年度より厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、

表章項目を見直した(平成18年度確報以前における(1)厚生保険(除児童手当)a. 健康保険、b. 厚生年金、(2)国民年金がそれぞれ本表における(1)年金(除子ども・子育て支援)a. 健康保険、b. 厚生年金、c. 国民年金に対応)。

3. 共済組合のうち、(1)国家公務員共済組合及び(2)地方公務員共済組合の長期経理には、平成27年10月の被用者年金一元化以降は、厚生年金保険経理と経過的長期経理が含まれる。

4. 2023年度(令和5年度)国民経済計算年次推計以前における児童手当及び子ども手当(付表10の7.)が含まれる。

e フロー編付表24. 金融資産・負債の取引及びストック編付表 6. 金融資産・負債の残高

旧

金融機関	中央銀行
預金取扱機関	国内銀行 中小企業金融機関等 農林水産金融機関 在日外銀 合同運用信託
	マネー・マーケット・ファンド
	その他の投資信託 うち株式投信
その他の金融仲介機関	ファイナンス会社 特別目的会社・信託 ディーラー・ブローカー 融資特別会計 政府金融機関等
	公的専属金融機関
	非仲介型金融機関 うち金融持株会社
保険	生命保険 非生命保険 うち公的機関 共済保険
年金基金	企業年金 その他年金

新

金融機関	中央銀行
	預金取扱機関
	マネー・マーケット・ファンド
	その他の投資信託
	その他の金融仲介機関
	公的専属金融機関
	非仲介型金融機関
	保険
	年金基金

金融機関の内訳項目を削除

別表2 国内家計最終消費支出116目的分類一覧

	1. 買取財	2. 半耐久財	3. 非耐久財	4. サービス	推計項目
1. 食料・非アルコール					
01101 飲料・同製品			○		並、販
01102 家畜・食肉			○		並、販
01103 焼介類			○		並、販
01104 乳・卵類			○		並、販
01105 油脂			○		並、販
01106 果物・ナツツ			○		並、販
01107 野菜・芋・調理用バナナ・豆類			○		並、販
01108 粉類・菓子類			○		並、販
01109 調味料・他の食品			○		並、販
01201 ハーブ及びコーヒーの代替品			○		並
01202 茶・ハーブ茶、その他の植物茶			○		並
01203 飲料水			○		並
01204 ソフトドリンク			○		並
01205 その他の非アルコール飲料			○		並
2. アルコール飲料・たばこ					
02101 茶留酒			○		並
02102 ワイン			○		並
02103 ビール			○		並
02104 その他のアルコール飲料			○		並
02200 たばこ			○		並
3. 被服・履物					
03101 被服素材		○			並
03102 衣服		○			並
03103 その他の衣料及び衣服装飾品		○			並
03104 衣類のクリーニング・修理、仕立て及びレンタル費			○		共
03201 索及その他の履物		○			並
4. 住宅・電気・ガス・水道					
04101 住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃を除く)			○		共
04201 住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)			○		共
04301 住宅の維持・修繕のための防犯設備・資材		○	○		共
04302 住宅の維持・修繕・整備に関するサービス			○		共、販
04401 上水道		○			共、販
04402 廃棄物処理			○		共、販
04403 その他の住宅関連サービス			○		共
04501 電気		○			共
04502 ガス		○			並
04503 液体燃料		○			並
04504 固形燃料		○			並
04505 その他の冷暖房用エネルギー		○			並
5. 家具・家庭用機器・サービス					
05101 家具・器具、調度品及び敷物	○				並、販
05201 家庭用機器製品		○			並
05301 大型家庭用器具		○			並
05302 小型家庭用器具		○			並
05400 がまぐち・食器及び家庭用品		○			並
05501 電動工具及び装置	○				並
05502 非電動工具及びその他の附属品		○			並
05503 工具及び装置の修理・レンタル費			○		共
05601 非耐用家庭用品			○		並
05602 家庭サービス及び家事サービス			○		共
6. 保健・医療					
06101 医薬品			○		並
06102 医療機器製品		○			並
06103 福祉機器製品	○				並
06104 医療・福祉用製品の修理、レンタル及び保守費			○		共
06201 予防ケアサービス			○		共
06202 歯科外来サービス			○		共
06203 その他の外来サービス			○		共
06301 入院患者の治療及びリハビリテーションサービス			○		共
06302 入院介護サービス			○		共
7. 交通					
07101 自動車	○				共
07102 オートバイ	○				共
07103 自転車	○				並
07200 個人輸送機器の部品及び付属品		○			並
07202 個人輸送機器用の燃料及び潤滑油			○		並
07203 個人輸送機器の保守及び修理費			○		共
07204 個人輸送機器に関するその他のサービス			○		並
07301 駅至駅運送			○		並
07302 道路旅客運送			○		並
07303 航空旅客運送			○		並
07304 水上旅客運送			○		並
07401 郵便・宅配便			○		並
07402 その他の物品の輸送			○		並
8. 情報・通信					
08101 固定電話機器	○				共
08102 携帯電話機器	○				並
08103 情報処理装置	○				並
08104 映像・声の受信・記録及び再生のための機器	○				並
08105 未記載の記録メディア	○				並
08200 ソフトウェア			○		共
08301 固定情報サービス			○		並
08302 移動情報サービス			○		並
08303 インターネットプロバイダー及びネットレージャー			○		並
08304 情報機器の修理・レンタル費			○		共
08305 その他の情報通信サービス			○		並
9. 娯楽・スポーツ・文化					
09101 写真・撮影用装置及び光学器械	○				並
09102 レリエーション用大型耐久財	○				共
09201 ゲーム及び玩具等		○			並
09202 スポーツ用具等		○			並
09301 園芸用品・植物及び花			○		並
09302 ベット及びシート用製品		○			並
09400 レリエーション用大型耐久財の修理、保守及び修理費			○		共
09401 ブラウザ用ソフトウェア・データ整理費			○		共
09403 駐医サービス及びその他のヘット用サービス			○		共
09404 レリエーション及びスポーツサービス			○		共、販
09405 キャンプ・リクリエーション			○		並
09501 音楽		○			並
09601 映画・劇及びコンサート			○		並
09602 写真サービス			○		並
09603 その他の文化サービス			○		共、販
09701 書籍		○			並
09702 新聞及び定期刊行物			○		並
09703 その他の印刷物			○		並
09704 文房具及び画材			○		並
09800 パッケージ旅行			○		並
10. 教育サービス					
10000 教育			○		共、販
11. 外食・宿泊サービス					
11101 飲食サービス			○		共
11102 給食			○		販
11200 宿泊サービス			○		共、販
12. 保険・金融サービス					
12101 生命保険・傷害保険			○		共
12102 住宅保険			○		共
12103 その他の保険			○		共
12201 FISM			○		共
12202 金融サービス(除くFISM)			○		共
13. 娯楽・社会機関・その他の					
13101 個人用電気製品			○		並
13102 その他の個人用器具・関連品及び製品			○		並
13103 美容院及び身体を入れ施設			○		共
13201 宝石及び時計	○				並
13202 既成品並びに宗教及び儀礼の祝祭関連品			○		共
13203 その他の他の商品			○		並
13200 社会的支援			○		並
13300 その他のサービス			○		共、販

※推計項目については、並は並行推計項目、共は共通推計項目、販は財貨・サービスの販売に対応する。
複数の記号が記載されている場合は複数の推計方法による値の合計となっている。